

## 大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定

兵庫県（以下「県」という。）、神戸市（以下「市」という。）及び公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会（以下「協会連合会」という。）は、大規模広域災害（被害が複数の都道府県にまたがり、または単独の都道府県でも被害の規模が甚大で、広域的な対応が必要とされる災害をいう。）が発生した場合における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、大規模広域災害時において、県による連絡調整の下で、県又は市が協会連合会に対し、民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して協力を求める場合に必要事項を定めるものとする。

### （協力要請）

第2条 県又は市は、大規模広域災害時において、県内に避難している被災者のために、協会連合会に対し、次に定める協力を要請できる。

- 一 被災者への利用可能な空き家情報の提供及び空き家情報に基づく住宅のあっせん
  - 二 応急借上げ住宅（住宅を失った被災者の住居を早急に確保するため、県又は市が民間住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅をいう。）として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力
- 2 市は、他府県に所在する協会連合会に対し、前項に定める協力を要請する場合は、県を通じて行うものとする。

### （協力）

第3条 協会連合会は、前条の規定に基づく県又は市からの要請があった場合、会員である宅地建物取引業者（以下「会員業者」という。）とともに、民間賃貸住宅に関するあっせん等及びその円滑な提供に向けて、県又は市に可能な限り協力する。

- 2 会員業者は、第2条第1項第1号の要請に係るあっせんを無報酬で行うよう努める。同条同項第2号の要請に係るあっせんの報酬については、県、市及び協会連合会の協議の上定める。

### （県又は市の役割）

第4条 県又は市は、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
- 二 応急借上げ住宅の借上げに関すること
- 三 応急借上げ住宅入居者の入居許可及び退居に関すること
- 四 応急借上げ住宅の賃料等の支払いに関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

- 2 県又は市は、前項に掲げる業務の一部を、協会連合会その他県又は市の定める者に委託等することができる

(協会連合会の役割)

第5条 協会連合会は、第3条に基づき県又は市に協力するため、応急借上げ住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 応急借上げ住宅の制度の事前周知並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対する応急借上げ住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること
- 二 応急借上げ住宅として県又は市が借り上げようとする民間賃貸住宅の被災後の使用の適否に係る確認に関すること
- 三 応急借上げ住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
- 四 県又は市から委託を受けた業務に関すること
- 五 その他関係者との調整に関すること

(個別協定との関係)

第6条 この協定は、県又は市が民間賃貸住宅の被災者への提供等に関して、協会連合会と個別に締結している協定（この協定の適用日以降に締結するものを含む）の効力を妨げるものではない。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項等については、県、市及び協会連合会の協議の上定める。

(雑則)

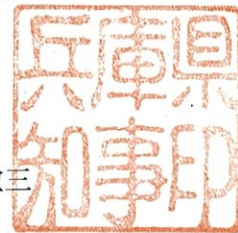
第8条 第6条の個別協定を締結していない場合においては、大規模広域災害に該当しない災害についても、この協定の規定を準用できる。

第9条 この協定は、平成31年 4月 1日から適用する。

本協定の締結を証するため、本書を作成し、記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年3月28日

兵庫県  
兵庫県知事 井戸 敏三



神戸市  
神戸市長 久元 喜造



公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会  
会長 三好 修

